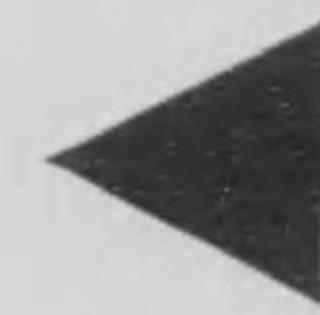


始



279.5-10



BOY SCOUTS HANDBOOK

N O. 3

少年義勇團員訓練綱要

(三)



聖句

衆の人を敬ひ兄弟を愛し

神を畏れ王を尊ぶべし

(ペテロ前書第二章第十七節)

本書は大正三年九月大阪基督教青年會少年義勇團組織以來同團に於て實施した經驗に基き英米少年義勇團の課程書及び之に關する参考書類を参考として編纂し同團員の修習すべき課程の綱要を示し團員各自に持たすために作つたものであるが進んでは汎く我國各地の義勇團に於て團員用として採用せられんことを切望する。

第一、二、三、四卷は團員の修習すべき課程を各階級別に編纂したもので第五卷は訓練に關する遊戯を集めたものである。

元より本書は完全無缺なものと言ふ事は出來ないけれども先輩諸賢

井に義勇團の指導に從事せらるゝ諸兄の注言を受けて漸次訂正するつもりである。

本書を作るに就て参考引用した主な書物は

1. Boy Scouts of America (Handbook for Boys)

11<sup>th</sup> Scouting for Boys.

Mr. Boy Scout Tests and How to Pass Them.

四、少年軍團教範

(深尾韶氏著)

本書中の人命救護及應急手當について特に懇切なる校閱訂正の労を  
さられたる大阪醫科大學生理學教室助手伊東準治氏に深厚なる謝意  
を表す。

大正五年五月

大阪基督教青年會 少年義勇團 總理部長法學士 山本五郎  
部員マスター ブ・アーヴィ・クリーソン  
團長 竹中宣治

少年義勇團員訓練綱要(三)

二級團員は次の事柄に熟達せねばならぬ

- |                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| 一、水                 | 泳 | 一 |
| 二、漕                 | 舟 | 一 |
| 三、野外生活              |   | 二 |
| イ、旅                 | 行 | 一 |
| ロ、野                 | 營 | 五 |
| ハ、地理上の實際的智識         |   | 八 |
| ニ、動植物の研究            |   | 八 |
| 四、距離、大きさ、高さ、數、重さの判断 |   | 三 |
|                     |   | 元 |

## 一、水泳

用意あれ、といふ團格言と進んで人を助くることを誓ふ、といふ宣誓とは水中に於ける出來事にも適用せらるべきものである。人命を救助する事に於て團員は第一に水泳を知らねばならぬ、即ち自己を安全にすると共に他人を救助し且よく起る溺死しかけた人に擱まれて共に溺死する難を逃れる法を知る必要がある。

訓練がつめば熟練な水泳者でなくとも自由に水中で自分より大きい少年を救助することが出来る十三四才の少年が二人居れば大人を水中から引下げるこ<sup>1</sup>とは六ヶしくない。

また疲勞した水泳者を運び、水底に沈んだものを引上げ、人の体を水面に運び、また生命のある内に之を岸に運ぶことが出来るやうにならねばならぬ。

- 五、人命救護と應急手當
- 六、日常の生活上に團則と宣誓とを適用した實證を満足に表明すること
- 七、少年を團に紹介し且之を見習團員となるまでに訓練し得ること
- 八、簡単な日常の挨拶を英語で述べ得ること

先づ最初は浅い河や波の静な海などに身体を浸し單に運動して之になれるやうにする、そして段々と水泳の練習をはじめるのだが無論熟練な教師の指導監督の下に實地について習熟せねばならぬ左の事柄は充分に練習して置く必要がある。

#### 一、脊泳ぎと溺者の運搬法

#### 二、溺れる人から掴まつたのを解く法 (腕、頸、体、足につかまつた時)

#### 三、水中の競技

#### 四、潜 水

#### 五、沈んだ物の搜索

右の外沿岸又は船の中からの救助法についても知つて置かねばならぬ。

### 二、漕 舟

舟を漕ぐことは壯快な運動法の一であるばかりでなく又自他の危難を救ひ、いろいろの便利を得るものであるから最も必要な教練の一である、これも水泳と等しく實地について練習して置かねばならぬ今注意すべきことを述べて見ると、

先づ波のない流れの急にない入江のやうな處か小川などで舟の顛覆しても危険のない處から始めることが、

漕者は水泳の心得のあるものなること、

興に乗じてあまり長く練習せぬこと、

風の方向と潮の満干を知ること、

何時でも避難、疾病、負傷など不時の出来事についての用意を充分にして置くこと、

なごである、また學ぶべきことは

一、船具即ち櫓、棹、櫂、綱、帆、錨などの取扱法、

二、舵の取り方、及舟の方向變換、

三、他の舟と行遇ふた時の操舟、

四、狭い水路を通ふ時、流れを横切る時、風波の場合、逆漕の時心得、

五、舟を海、河に停めること、岸に繋ぐこと、

六、舟の顛覆した時の處置、

七、水中に落ちた人を救うこと、

八、風の方向其他天候、潮の工合によつて豫め危険を知ること及び之に對して適當の處置をすること、

而して熟練するに隨つて長距離の舟漕ぎをやることか、競漕をやるものよい、いろいろの興味のある有益な舟遊びが自由に出来るやうにならねばならぬ。

時候のよい時には泊がけの舟旅行をやるもよい即ち相當の糧食を

用意し準備を充分にして航行する、行く／＼適當の處を擇んで水泳や釣魚をやるなどは中々興味のある事だ。

### 三、野外生活

#### (イ) 旅行

旅行について注意すべきことは、

一、餘り長すぎる歩行はよくない團員の体力に應じたものでなくてはならぬ、足部に疲労を覺ゆ筋肉、精神を過度に疲らし飢餓を覺ゆるはよくない、よく新聞紙上などで見る非常に勇敢な元氣のある少年の行爲として褒められて居るもので往々少年の發育に害になるものがないでもない、

二、先導は早すぎず遅すぎない歩み方をする人、即ち一時間に一里位をうまく歩み得るもの、

三、旅行中に度々水を飲まぬこと、

四、行手に障害物のある時假令ば非常に泥道か水溜りのあるか其外脚を疲らすやうなもの、あるときは廻り路をするがよい決してここさらに踏みこしてはならぬ、

五、跨いで越ゆる事の出来る場合假令ば材木とか其他の物体が横はつて居る時は之を踏み越ゆずに跨ぐ方がよいこれも疲労をさける一法である、

六、絶対に必要な物の外は携帶せぬこと、

七、出發に先立ち其の地方の地圖を精しくしらべ又途中で時々實地に照して進むこと、

八、靴は大き過ぎず重くないもので指先きに相當の餘裕のあるものでなくしてはならぬ、然し遠方への旅行は草鞋の方がよろしいまた遠距離の旅行をする前には履物などが果して適當であるかどうかを短距離で練習して置くがよい、

九、時々路傍の小流か泉水などに足を浸すもよい、

二、シャツが汗にぬれた時は直に他のシャツと着替へること、

二、指導者は救急の薬品を携帶することを忘れてはならぬ、

三、食糧は其地方々々で決定調達することにすれば興味が多い、

三、携帶品、手帳、油紙又ハ合羽、マツチ、棒、ナイフ、繩、手拭、地

圖、シャツ、紙、鉛筆、薬品、時計(磁石)金錢、雜囊(風呂敷)

これらの旅行をするには一團隊、又は單獨に行ひ先づ一日に往復の出來る距離(凡そ片道三里半)を撰び時間を豫定してやる。

次に團隊として泊りがけの旅行をやる、この場合には決して宿屋などに泊らず、野營自炊するか又は民家寺院などに泊る。

只雨露を凌ぐだけで食事は一切團員が自炊せねばならぬ、これらの旅行に於て最も大切なことは單に歩いたと云ふだけではいけない、團隊として行く時も單獨の時でも必ず其の旅行記事を

完全に記述する事が出来るやうにせねばならぬ、即ち其の地方の地理、居住民の言語風俗など團員の目にうつった事は之をくわしく上手に筆に口に現はすことの出来るやうに練習せねばならぬ。

### (口)野營

野營をするときは小屋掛をするか又は天幕を張るか色々の準備をするに充分の時間があるやうに其目的地に到着せねばならぬ、野營をするに必要な事柄は

野營地の選擇である即ち飲用水、材木、排水其他小屋掛をするに必要な材料を得るに便利な地を擇ぶとで殊に雨天の場合に其雨水が甘く流れ去る丈の傾斜のある乾燥で平坦な處を擇ばねばならぬ、次に木の倒し方であるが木を伐り倒すには其の枝振や地の模様によつて倒すべき方向をきめる、而して倒さうと思ふ方に根に近く鋸で幹の直徑の三分の一ほど挽き其の上を斧で切る次に其の反対

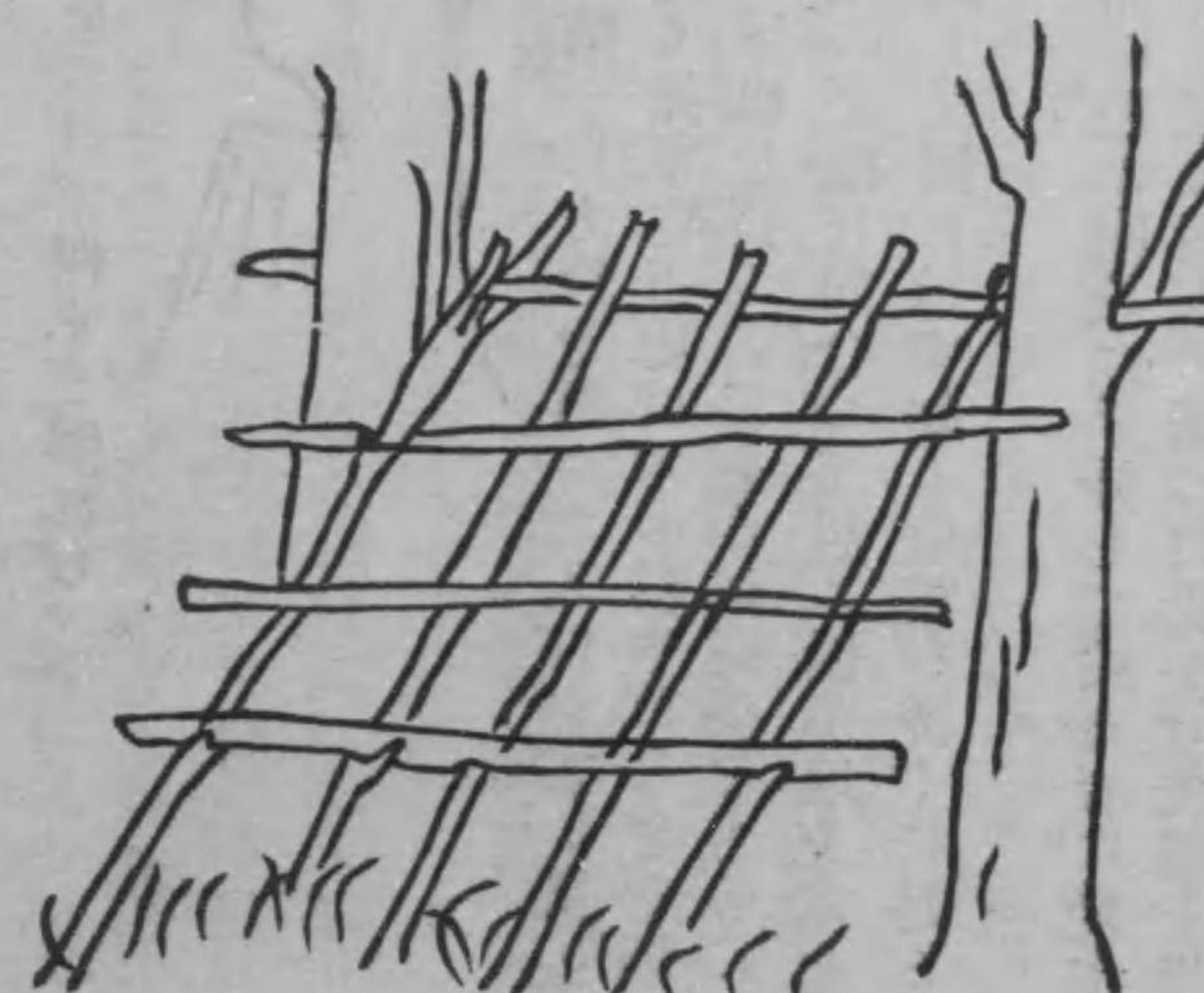
の側の少し上に鋸を入れ氣をつけて押すと倒れる、



次に小屋の掛け方であるが第一に方位を考へて入口を寒い風のこぬ方に取る必要がある、尤も簡単なものは木の枝や草などを周囲に積上げ其の上に土や草の屋根を葺くのであるが完全なものにするには先づ八尺から十尺位の距離に向合つて居る樹で地上六七尺の處に枝のあるものを見出して圖に示す如く雨露を凌ぐに足るものを作る、

一方でこの小屋掛をする間に他の團員は手分して或る者は焚木を拾ひ或は食事の用意に取掛り或は樹木の繁つた柔かな先端を出来

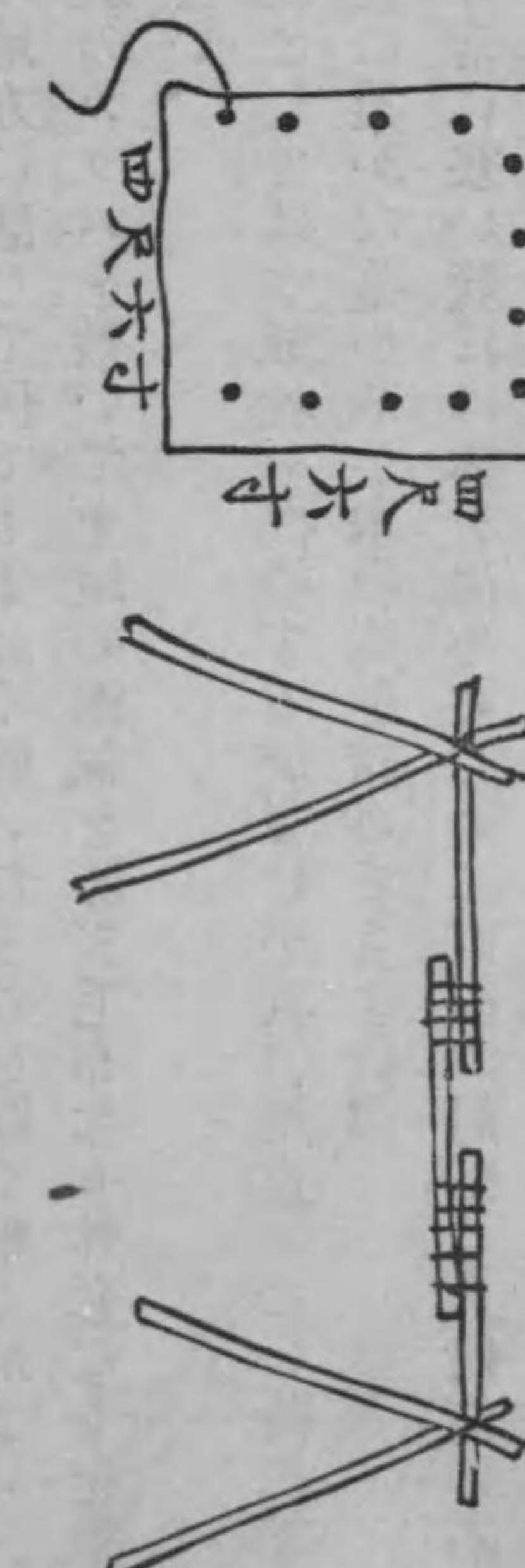
るだけ多く集めて来る。  
それで家根を葺き、床と  
して用ゐる、若し此の小  
屋の敷地を數日間使用す  
るときには前に述べた様  
な小屋掛を約六尺を距て  
、向ひ合せて作ると便利  
だ而して其の中間に焚火  
をすると温氣と燈火とを  
兼ねることが出来る、  
床は雑草や軟かな木の枝  
葉などを成るべく厚く地  
上に敷くがよい、其他其



の地方に應じて何でも柔かく乾いたものを厚く敷くがよい、ゴム  
製のカツバを敷いて土地の温氣を防ぎ毛布なり外套なりを敷くも  
よい、

枕としては空氣枕を携帶するがよいが其の用意のない時は手拭か  
袋に柔かな藁か草か木の葉を詰めてもよい、  
非常に寒い晚には体を温めるために直徑六吋から八吋位の石を數  
個火に接觸してそれが熱くなるまで焼き之を足元とか脊中に近づ  
けて置く、冷れて來たらまた火に焼くといふやうにすると大層心  
持がよい、熱し過る時はシャツとか手拭とかに包んで用ゐる、  
また團員が二人宛二時間交代で寝すの番をすることは面白いもの  
で夜陰に淋しい静かな山中でチラ／＼とする焚火に對して或は動  
物の鳴き聲、足音などを聞きつ、少なからぬい、経験を得る事が  
出来る。

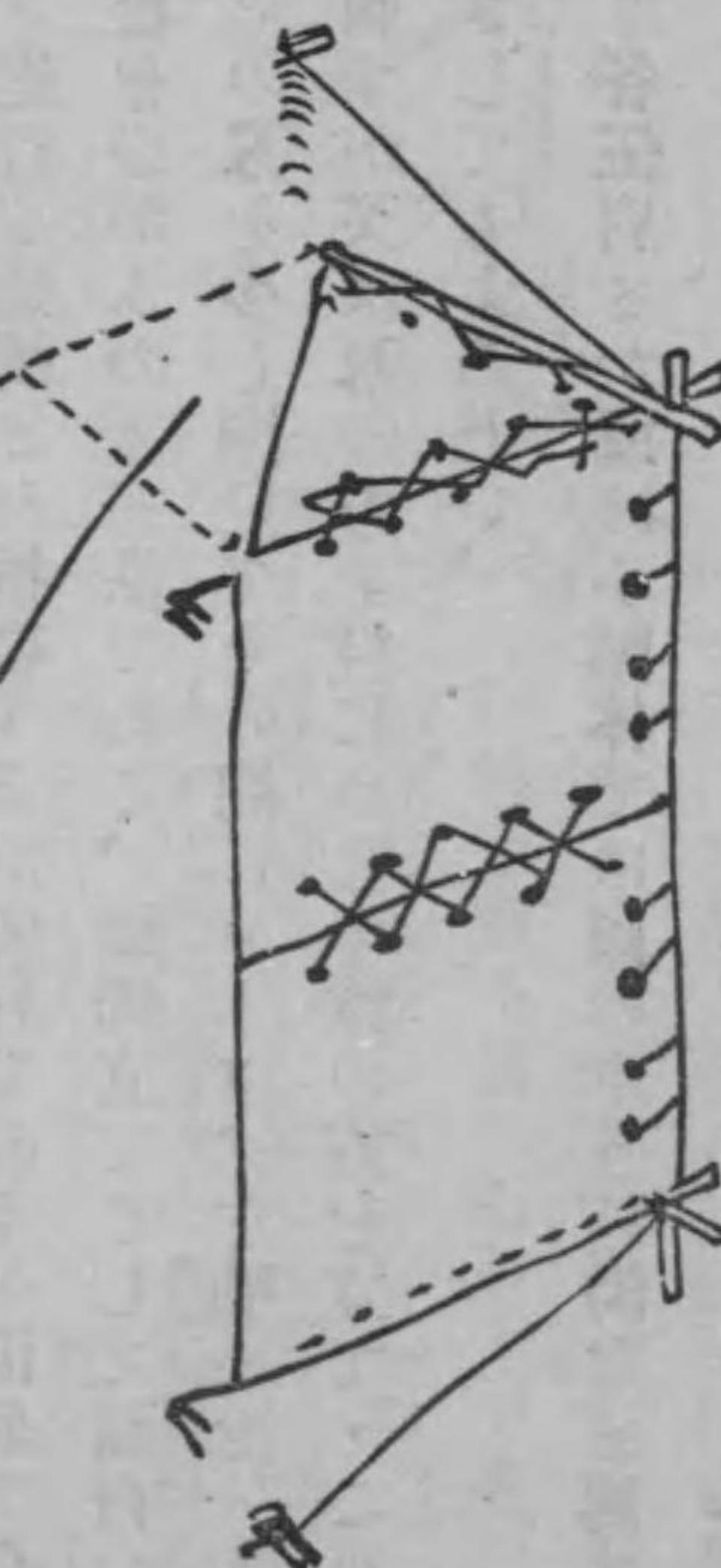
天幕||また野營に天幕を携帶することは便利な事で最も簡単で比較的大きなテントを作るには六片の布と七本の棒(團員用の)とを用ゐる、布は各真四角で三方に綴ぢ合せ用の紐を通す穴數個を作るので其の四片は向ひ合せて屋根とし二片は兩側の口を塞ぐその張り方は次の圖で容易に分る、



天幕の雨漏を防ぐには次のやうにする、

てれびん油二升五合か又は五升とバラフイン一二塊を用意し先づバラフインを細末にしてテレビン油の中に投げ込み之を桶に入れ更に之を熱湯を満した大きな桶或は盥の中に置くそうするときは其の熱湯はテレビンを温めてバラフインを溶かす之をかきませて

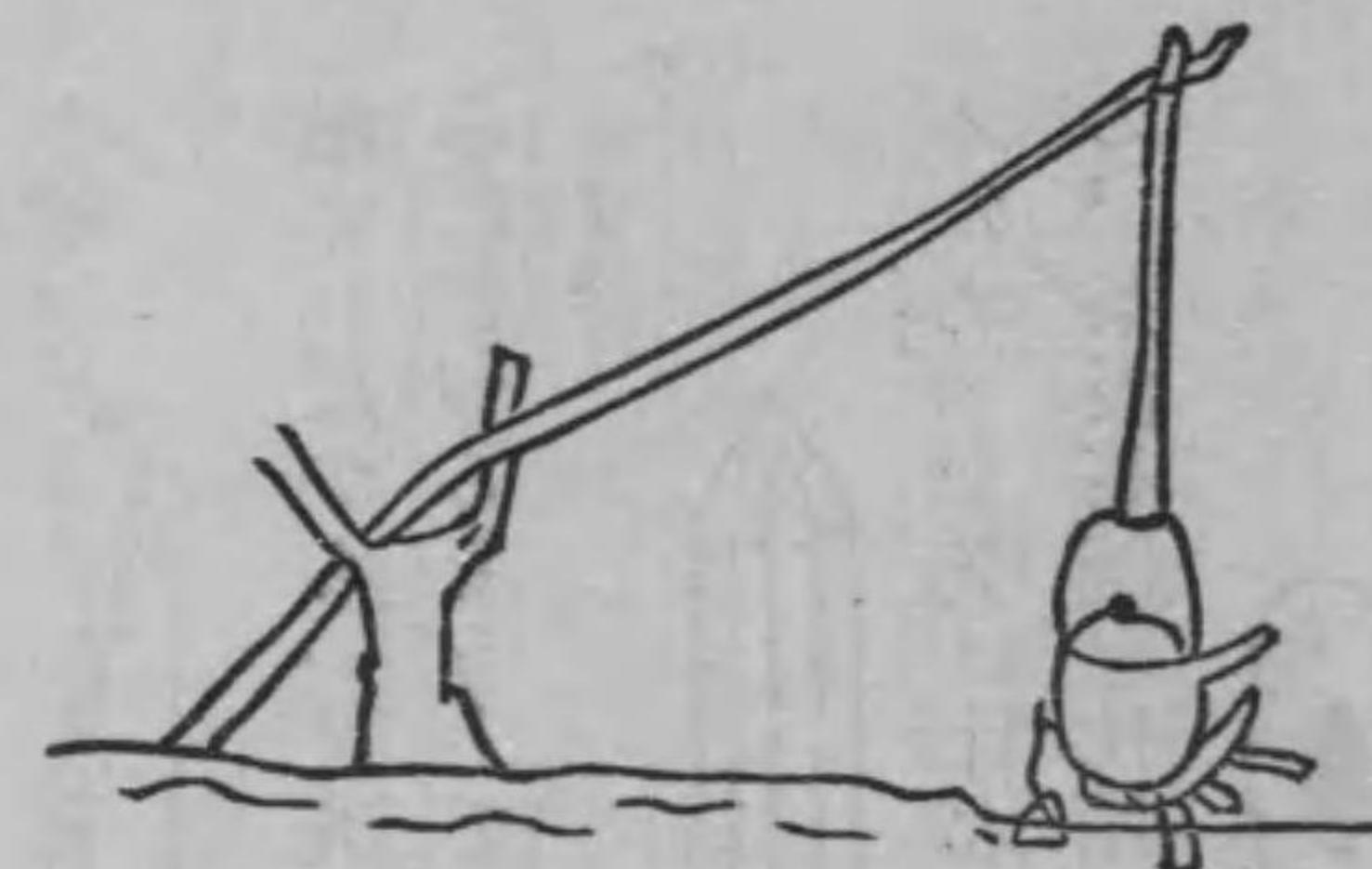
(コノ端ハ内ニ折り込ム)



また熱湯を取替ひる、次に天幕を別の桶に入れそのテレビン油を注ぎ手を以て凡てのヒダによくしみ込む様にかきませるバラフィンが冷めるご固まるから成るべく手早くせねばならぬ、次にしみ込んだら之を絞ることなく其まゝに乾かす、バラフィンが多いと天幕が少し穢く見ひるが二三度使ふとよくなる、

燈火||提灯と蠟燭とを携帶するが便利であるが田舎で今でも用ゐる肥松をつかふのも一法である、蠟燭立てとして面白いのはナイフでその刃を少し開いてその間にローソクを囓ませ一方の錐を柱に突刺すか又は刃の方を柱にさして錐の方を立て、これにローソクをさしてもよろしい、

焚火||各伍別とか或は小團体では圖のやうに湯など沸す設備をする、



また四本の丸太を組み合せ其の上に載せてよい又生木で作つた鉤を用ゐるもよい物を煮る爲に石や土で竈を作ることも熟練して置かねばならぬ。

露營地でした焚火は其用がすんだならば必ず完全に消し止めて置かねばならぬ。火の作り方||マツチを用ゐずに火を作る方法には燧石と鋼とを打つて作る法と木片を摩擦して出す方があるが前の方は昔から日本でもやる方法で今でも田舎で神佛の獻火などにはつかつて居るのであ

る後の方について述べて見やう、

弓||強い割竹か木で二尺五寸位の長さに五分の厚みのものを用

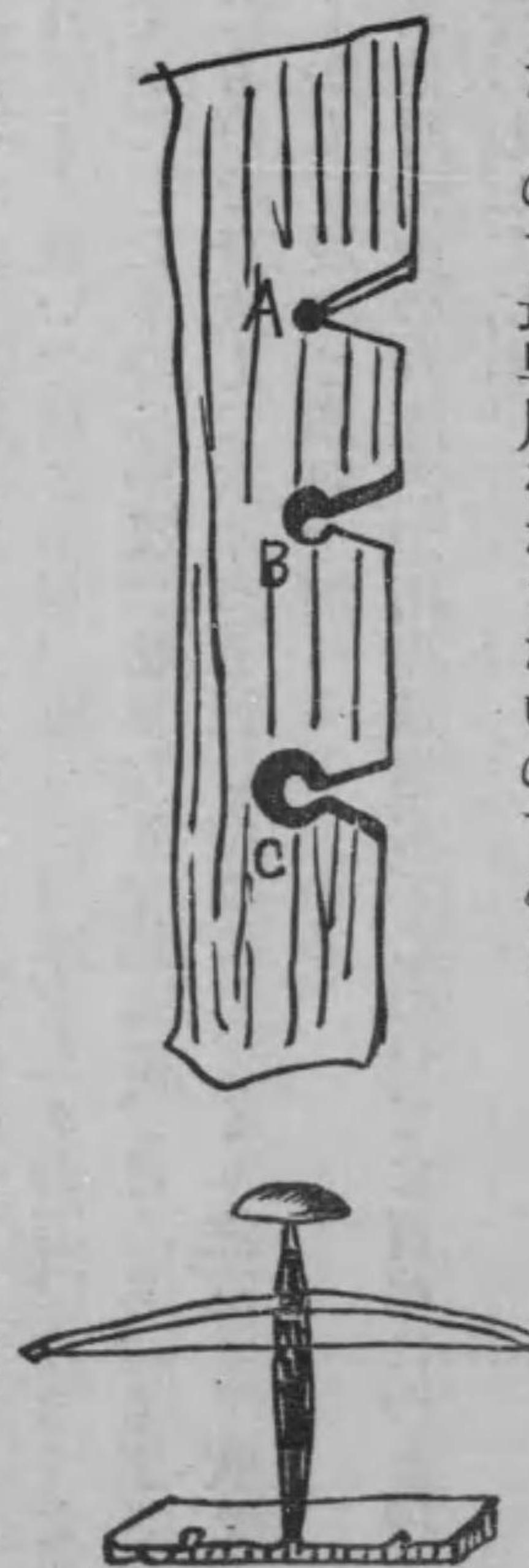
ある其の片方に穴をあけて弦を通し一方は括るのである、弦は強い革紐を用ゐるがよい。



鑽||一尺から一尺五寸位の古い乾いた杉か櫻の木を八分位の厚みにけづるそうして之がすべらぬやうに八角にけづり兩端を尖らす、



ソケツト||堅い材木で作り鑽の上に端を支ねるに足る回みを作り、茶汲茶碗を代用するも便利である、



台板||約八分の厚みで手頃の長さに作る材は鑽と同じものでよろしい切目の巾は五分で深さは八分位にする其の切目の根に小さい淺い穴を作り鑽の先端を支ねる様にする、Aは全く始めのところでBは五六回鑽を回轉した跡でCは既に使用してしまつたもので最早用をなさないのである、

これ等を以て火を出すには立膝をして一方の足で台板をふみしめ鑽の一端を台板の切目に當てソケツトを左手で鑽の上端にかぶせ弓の弦を鑽のまはりに一回巻き付け弓の一端を持ち前後に強く弦

一ぱいに間断なく引いて鑽を回轉させる、すると、だん／＼と煙が出て終に木くづに火が付くものである、そして別に發火後之を移す事の出來る様な適當の燃料の用意をせねばならぬがこれは野外でよく乾いた松とか杉、櫻などの木を二ヶの石でひきくだいて柔かにしたものとか又は枯草などを用ゐる、ほくち、もぐさの様なもので發火した木くづを包むやうにしてとり注意して吹くか煽くかして段々と燃料を加へるのである。

其他野營中の日課とか衛生状態などについては實地につき指導を受けねばならぬ。

料理||また食事は當番を定めて調理せねばならぬから團員は飯の炊き方お菜の調理方にも熟達して置いて簡単迅速に有合せの材料で食事の出來るやうに練習して置かねばならぬ。

#### (ハ) 地理上の實際的智識

團員は自分の住む市町村の沿革の大略、位置、面積、人口、商工農業の有様、主要な建物、物産、汽車電車の線路及び附近の名勝舊蹟の實地についての智識がなくてはならぬ、且又地圖を正確に読み、見取り圖を簡明にかき磁石によらずして方向を定める事が出來ねばならぬ、

見取り地圖を描くにつき大切なことは奇麗にかく事、不必要な事を記入せぬ事である、

地圖の上に現はすべき物即ち山川田畠道樹木などは或る一定の符號を用ゐるがよい且尺度を示すこと即ち一哩を六吋の割合にするとか方位を示すとか地圖の周圍には少なくとも一吋の餘白を置くことなどが大切である、

道路が垣、壁、溝その他の障害物で圍まれて居る時には――で示し他の場合は……で示す、また道路とか鐵道線路は其の

左の端の餘白に何處より書き右の餘白に何處へと書く。

最も近い町村からの里程は何處より何里と左の餘白に、何處へ何里と右の餘白に記入する、鐵道線路は單線の時は



復線の時は



で示す、

森林、樹木の名稱例へば栗、松、櫟、雜木など、記入し之を通過し得るか否かを示す、

耕地及其の土地の有様を示さねばならぬ例へば麥、稻、野菜など、瘠地、肥沃地、岩地など、

橋は其の材料を示す例へば石、木、煉瓦、鐵など、

河川は川名を記入し其の流れの方向を矢で示し舟の便があると否は……〇……で示し徒涉すること出来る場所は……で示す。

町村は黒點又は圓で示し大都會は碁盤形の縱横線で示す其の他の

記號は次の通りである、また川とか道路など其線に沿はねばならぬもの、外は紙面に水平に文字を横に記入する其の文字は読み安くて線上にまたがらぬやうにせねばならぬ、



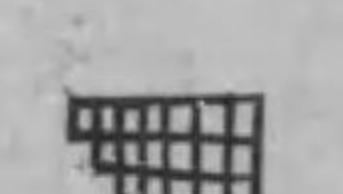
川



地



河



地



河



地



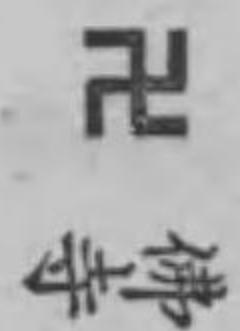
河



墓場



社



寺



教会



## (二)動植物の研究

團員は動植物について必要な智識を有たねばならぬ、危險なもの食用となるべきもの有益なもの有害なものなどを識別することが出来ねばならぬ、のみならず是等自然界の物に親しみ其の美を味ひ鳥獸の習慣を知ることは有益で興味の多いことである、團員は森林、河海、動植物園などで實際に動植物を目撃して研究せねばならぬ書物などで机の上の研究は義勇團の本旨でない。

一、鳥類 適當な注意と用意とによつて鳥類に近より其羽毛、聲音、常習などを知るので別に次の如き帳簿を作つて置いて野外に出る時は常に之を携帶して其の觀察し研究した事柄を記入するのである。

## 鳥類研究表

No.	發見場所				
發見時	大正	年	月	日・時	天候
<p>(こゝには各種の鳥類を代表するものの四五種の輪廓を印刷して置き其の種のものに其の色の印をつけ置き歸宅の後着色する)</p>					
△名稱					
備考	△棲處	△飛翔	△性質	△舉動	△鳴聲
赤ア 黃キ 白シ 黒ク等					
	△期節				
	△効用	△雛	△構巢		
	△其他				



研究表の中で歸宅後研究記入すべきものは、

大きさ 雀と駒鳥との中間、駒鳥と鳥との間、鳥より大なりなど

棲處 高地、低地、叢、藪、深山、湖沼、川、原野

舉動 活潑敏捷、遲鈍、跳躍、歩行、匍匐、游泳、尾を振る、

性質 孤獨、群居、用心深い、疑念無し、臆病

飛翔 静かに、急速、真直、波動形、高飛、帆走、羽ばたきし

て、心地よき、長い、短い、大聲、小聲、地上にて、樹林に

鳴聲 て、大空にて、(鳴聲を文字に現はすこと)

期節 渡來期、辭去の時、

餌食 果實、穀物、小虫

構巢 期節、場所、材料、構造、卵、抱卵

**雛** 食物、巣に居る期間、鳴聲、動作  
**効用** 羽及肉、植物殊に農作物に對する利害  
**其他** 益鳥の保護法及狩獵につきての現行法規  
 次に掲げてある鳥類は到る處で見出されるものだから先づ此等について知るがよい

啄木鳥、頬白、梟、鶴、鷺、鶯、鷗、鳶、鳥、百舌鳥、鶲  
 杜鵑、雀、雁、鳩、雲雀、燕、鶴鴒、雉、山鳥、鴨、雞、

## 二、獸類 先づ我國に產する次のものから始める

牛、馬、猫、犬、兔、鼠、鼬、狼、猪、狸、狐、熊、蝙蝠  
 鹿、猿、

これらは皆鳥類に述べた研究法に準じて研究するのであるが別に其の足跡を知ることも必要である

## 三、魚類

鮭、鱈、鰐、鯛、鯉、鮒、鰻、泥鰌、沙魚、鮪、ボラ、鰯  
 鱇、鯖、鳥賊、蛸(鯨)、河豚、サヨリ、山椒魚、

其他其地方に產する小魚類など

## 四、虫類

蛇、蜥蜴、蝶、虻、蜂、蝎牛、蛙、蚊、蜘蛛、蝗、龜、浮  
 蟹子、松虫、蠅虫、蜻蛉、百足虫、ヤモリ、蚤、虱、など

## 五、貝類

牡蠣、淺蜊、など湖や海河にすむもの、

是等は皆鳥類の處で述べた事項に準じて各研究することで殊に有害のものと無毒の物とを研究し食物となるものは其の調理法をも知つて置く必要がある、注意すべきことは凡て是らの動物を研究するために捕へたときは無益に之を殺してはならぬ、殺さずに研究の出來るものは成るべく之に苦痛を與へぬやうにしてやらねば

ならぬ。

六、植物 團員は植物に關する實際的智識をもつことが大切である、即ち團員は我國にある樹木、農作物、草花、海草についてその葉、花、梢、果實、根などの形狀、色、及用途を研究し其の名稱、四季に於ける外形の遷り變りと標本の製作法を知ることで、郊外で見るあらゆる植物は之を遠方から見るもすぐに何であるかわかるやうにならねばならぬ、且食用に供し得べき植物については大に研究せねばならぬ吾々は山中に迷ひこんだ人が餓死んだ話や、東北地方の凶作に於ける住民の食物などについて聞いた事があるが通常の食物がなくなつた時食用となる植物について智識のあると無いとは大層な便、不便があるばかりでなく實に生死にかゝる大切なことである。

また有毒植物の研究も必要なことで學校などで掛圖で見ても實

物に就て知らぬものが多い現に我國でも或る小學校の子供が學校の垣根にあつた俗にネズミコロシといふ草花の實を食ひ苦悶したといふ例もある、これは獨り植物ばかりでなく動物でも同じことである、その外動植物の研究の仕方については其の都度指導者のさしづによつてやるやうにする。

#### 四、距離、大きさ、高さ、數、重さの判斷

十五パーセント以内の差で距離、大きさ、重さ、高さ、數などを判断することは團の課程として大切なものである。

何れも實地の熟練が大切であるが、とりわけ距離の判定は最も興味のあるもので次の如き事柄を知る必要がある、即ち天氣のぐあいによつて其の遠近の判定に違ひが出来るといふことも知らねば

ならぬ。

次の場合には通常距離が實際より遠く見ゆる、

一、膝まづき、或は臥して居るとき

二、背景と實物とが同じ色の時

三、凸凹の多い土地

四、谷とか起伏して居る土地を越えて見渡した時

五、長い街路、大道

六、目的物が蔭にあるとき

七、霧とか薄い光線の中にある時

八、目的物が唯一部分見ゆて居る時

次の場合には通常近く見ゆる

一、太陽が見る人の後ろにあるとき

二、大雨後の快晴に於けるごとく晴れ晴れとした大氣の中

三、背景と物体とが色の異つて居るとき

四、地上が水平であるか或は雪が積つた時

五、上方又は下方を見た時

六、海上を見渡した時

七、孤立した紀念碑とか塔などの如く周圍に比較して其の物が

大きいとき

また風の方向によつて其の有様の違つて居ることも注意せねばならぬ即ち北風東風のときは近く見ゆ霞のかゝつて居るときは遠方に見ゆる、また普通の目で見て

二十五間で人の口と眼とが明かに見ゆる

五十間で人の目が一點に見ゆる

百五十間でボタンとか其他光のある物を見ることが出来る

二百間で四肢の運動を見得る  
二百五十間で服の色を見分ける事が出来る

但赤色は尙遠方でもわかる

夜間は凡て晝よりも近く見ゆるものだ、

先づ距離は短距離から始める距離の測定で述べた自分の歩巾は普通及駆歩のとき幾何あるかを確かめ或る距離に目的物を定めその距離を歩巾で實測し、段々と其の距離を遠くして實測し次に方向を異にした土地で前の測定した距離と比較して、見たばかりで判定して見る、それから之を實測して比較練習をするのである、

その練習法として興味ある方法は四方にいろいろな傾斜のある土地の中央の一點を求め其の周圍に五間、十間、二十間、三十間など各異なつた距離に棒を立て、目じるしこし、中央の一點から之を觀察して判断するその場合には或は跪き、臥し真すぐに立つな

ざいろいろの姿勢をして見る、また日光を自分の後ろ、横、前に受けるなど變つた觀察をせねばならぬ、

遠方の距離を判定するには、先づ其の半距離にある物体までを判定しそれを倍するのである、其他大きさでも重さでも數でも絶対す観察練習を怠らなかつたら立派な判定の出来るやうになる、

## 五、人命救護ご應急手當

火災 既に述べたやうに團員は不時の天災地變のときには先づ團則第十條の精神を忘れてはならない、如何によき方法を知り腕前があつても大事のときに躊躇狼狽するやうでは何の役にも立たないものである、今火災に對する心得について述べて見やう。

火災を豫防することは團員の義務の一つである、多くの場合不注意に起るものであつて例へばマツチとか炭火とか暖爐のやうなもの

のを取扱ふ上に充分の注意をせねばならぬ、夜間寝床にはいつてランプとかローソクとか或は瓦斯などの燈火で勉強することは宜しくない木箱などに入れた焼灰などは往々火を發する事がある又野で火を焚いた後は必ず全く消して置かねばならぬ、揮發油、石油、瓦斯、火薬などには火の氣の近づかぬやうに注意せねばならぬ、

衣服に火のついたのを消し止めるには救を求めてかけまはるのはよくない上衣とか毛布とか又布類を被つて地の上に横はり轉がるがよい、くるまるものがないときは地上に横たはりつ、両手で火をたき消す他人の衣類に火のついた時もその心得で土でも灰でもよいから掛ける、或は蒲團か毛布で包んでしまう、

火事はその初めに於てならば容易に消しとめることが出来る、先づ落ち着いてやることが最も大切である、

團員は家屋が火災にかつたのを發見したら先づ

一、その家の人々を呼び起すこと

二、近所の人々を呼び起すこと

三、消防隊、警察署、派出所に急報する手續をすること

それから焼けて居る家の中に這入るときは鼻と口とを水に濕したハシカチーフで覆ふがよい、

床の上四五寸以内の空氣は煙になつて居ないから呼吸に差支ない、だから呼吸に困難なときは床の上を匍匐し頭を低くして進むがよい、人事不省の人を引出すには呼吸などに危険のないときは立つて自分の肩に引かけて出す「訓練綱要(二運搬法參照)」が窒息の虞ある時は前に述べた如く這ひハシカチーフか何かで其の人の両手頸を括り仰臥させその両手の間に自分の頭を入れて床の上を這ひ出るがよい、

火災の最も近よつて他にのがれる方法のないときの外は決して高い窓などから飛び出してもならぬ、また建物の外に居る時は柔かな蒲團藁などを積み上げるか又は毛布の様な物を広げて高い處から飛び降りる人に怪我のない様にする、その時は出来る丈多人數でしつかりと毛布の四方を握つて居らねばならぬ、

焼けて居る家屋の土壁は倒れかゝるおそれがあるから注意せねばならぬ、

田舎などで消防の充分備はつて居ない處では團員は最近の水の手から二列に整列して一方は順次にバケツとか手桶などに水を入れて絶らず轉送し其の列の最後のものは火に其の水を注ぎ終つて他の一列によつて送り返す。

其他消防隊又は警察隊に協力して相當の手助けをし、群集を制するとか持ち出した荷物の番をするなどの役をせねばならぬ、また

火事場に行く時は必ず綱を持つて行く事を忘れてはならぬ。  
電擊と瓦斯中毒 直に醫師を迎へるがよいが應急の手當をする事を忘れてはならぬ

死んで居るやうに見ても先づ第一に頸部及身体のまはりの服を寬め顔面胸部に冷水を注いで人工呼吸法をやる。

有毒瓦斯は人を窒息させ死に至らせるものが多いが就中炭酸瓦斯は其の最も甚しいものである、炭酸瓦斯は空氣よりも重いもので久しく使用しない古井、洞穴、深谷其他低い土地にたまつて居ることが少なくない、

古井などに入ることには豫め其の下の空氣を試験せねばならぬ其の試験法としては火の付いた蠟燭を井の底に下降させる若し其の光が薄弱になり又は消ゆる時は毒瓦斯のある證據でそんな時には洋傘の柄に竿をつけて之を井の底におろし急に之を引上げまた下し

て空氣を煽るもよい、洋傘の代りにバケツを用ゐてもよい、密閉した室内で木炭を焼く時は炭酸瓦斯がたまる、我國では冬に閉鎖した室内で燃焼の不充分な木炭を使つて中毒を起したことがあり、燈用瓦斯がたび々室内に漏れ出ることがあるから瓦斯の栓などは充分にべめて置かねばならぬ夜間睡眠する時之を小さくして床にはゐるとなどは極めて危険だから止めねばならぬ、瓦斯の臭ひのする室へはすぐに深入してはいけぬ豫め窓の戸を開いて風を通してから入らなければならぬ、

有毒瓦斯の中には最初の一呼吸で既に卒倒するものがあるから患者なご引出す場合には其場所に入る前に二三回深呼吸をしてはゐりそして其の室に居る間息を止めて居て急に患者を安全な所に移す。

**狂犬** 狂犬に噛まれるとそれが源因となり恐水病を起して遂には

死することがあるから大に注意せねばならぬ、

先づ噛まれた場所の周圍を充分に能く壓して傷口から充分血の出る様にし又血の出る事が少なかつたら自分の口で充分に吸出す其後一寸假の縛帶をして醫者に馳付け早速其旨を話して治療を頼む勿論狂犬の行衛は充分確かめて警官に報し他人に危害の及ばぬ様にすることは團員の忘るべからざる事である。

**失神** 此時は瞳は大きくなり脈は静かになるこの場合には先づすぐ医師を迎へねばならぬ、医師が来るまで患者を静にし出来るならば暗い室に置いて頭を下げて仰臥させる必要がある。

**日射病** 炎暑の中に体をさらすと日射病にかかるものであるから炎天には帽子或は日覆なしにあまり長く日光の中に出で居てはならぬ又夏にあまり多くの衣服を着ける事のないやうに注意せねばならぬ、

日中につて眩暈を催し疲労甚しいときは直に日蔭に避けて着物をぬいて横に臥せるがよいそして顔、頭、胸、手などに冷水を注ぎ且冷水を飲用するがよい。

日射病にかゝれば顔面は真赤になり瞳は大きく皮膚は非常に熱くなつて汗もなく乾燥するまた呼吸は速く且深くなり脈搏は遲鈍となる、

この場合には先づ体温の發散を助けることを務めるので患者を涼しい所に移し先づ衣服をゆるめ又はその部分を脱離し冷水又は氷で顔、頸、胸、腋下を擦つて拭き体温の全然降るまで之を續けるそして失神からさめたときは冷水を充分に與へるがよい、

**凍死** 若し凍死の患者に出遇つたら先づ患者を静冷の室に入れ雪か氷の塊を以て摩擦し(決して急に温めぬがよい)後冷水に浸した布を以て十六度乃至十八度の全身浴をさせ二三時間内に漸次三十

度に温める場合によつては其の初めに人工呼吸を施すがよい患者が自ら飲み下すことが出来るやうになつたら多量のアルコール剤を飲ませる患者が漸く蘇生つたら手足の痛みに對しては冷湿罨法をする、強い寒さに遇つた時は凍死する前に殆んど耐え難い睡りを催すものだから之に打勝つことを務めねばならぬ、

**鼻血** 少しの出血は別に心配しなくてもよい、

頸部をゆるくし冷水で絞つた手拭などを後頸部にあてる、また頭部を真直にし手布の一端或は綿かガーゼを鼻の孔に栓塞するがよい、

**痙攣** 発作中は患者に傷害のないやうに保護せねばならぬ、衣服をゆるやかにし又口唇とか舌を咬むことなき様に布片を歯の間にめ込んで置く、発作が経過するごとに布片を歯の間に栓塞するが快復する様にならばすぐに静かな處に移して安眠させる。

**腹 痛** 通常不消化物の刺激で起るものだ、此の場合には熱湯を満した壺を胃にあてるがよい、

**中 毒** 直に醫者を迎ねばならぬがそれまでに盡すべきことは吐剤を與へて毒物を吐き出させるので吐剤として最もよいのは芥水、塩水或は最も多量の微温湯である。

### 人工呼吸法

人工呼吸法に於ける要點は第一に急速に施術することで第二に呼吸を快復したら体温の増進を計ることである、

先づ施術前に其の人の体の状態を注意して檢べる必要がある即ち眼を開いて見て瞳孔が大きく開いて居たら最早だめだ、さもないご蘇生する、溺水者ならばぬれた着物をぬがせ毛布か何かでくるんで後飲んだ水を吐き出させるそれは人指し指に布を纏

ひ深く喉頭にさし込んで泥を拭ひ又氣道の中の水を排出させるために施術者は坐して溺者の腹部を己れの膝の上にのせて俯させ胸部を低くし手掌を以て患者の前額を上に支へ稍之を上にもたげ軽く脊をたゞと水は自ら流れて出来る、その後鼻か喉頭を布片とか羽毛ではり又は安母尼亞水を嗅かせる。

次に俯伏せに患者を地にふさせその両手を頭上に伸ばし額を少しこうに向けて空氣の通過をよく

し、次に施術者は患者に跨つて立膝し(A)前方に体を傾けて両肘を屈めること



なく腰の部分を押へ  
体の重みを両手体に  
こめて（拇指は殆ん  
ど接するが如く相對  
せしめ他の指は伸し  
て）腰と肋骨の下部  
との間を静かに押し

付け次に（B）急に其の壓迫をゆるめて空氣を肺の中に侵入する様  
にする而して一分間に十二回乃至十五回これを繰返すその數は初  
めに時計で後は回数で數へる、兎に角根氣よく蘇生するまで續け  
ねばならぬ、時として一時間以上も行はねばならぬ事がある、ま  
た患者を俯伏せにすることなく仰臥させ肋骨と腹との中間兩側に  
よつた處を前の通りの要領で施術するもよい、そうすると却つて



力のよくあるものである。

而して呼吸を回復する様になつたら体温と血液の循環を増進せね  
ばならぬ先づ四肢を心臓の方に摩擦し手足を乾かし、衣類をとり  
かへ温かにしてやる、

体温の増進に温めたフランネル、湯たんぽ、熱した煉瓦を胃の鳩  
尾の處腋の下、足の裏などに適用する、そして飲む事が出来るや  
うになつたらコーヒー又は茶牛乳の少量を與へ静かに臥させる。

## 六、日常生活上に團則ご宣誓ごを適

用せる實證を満足に表明すること

は訓練を受け經驗に富んだ團員として欠ぐ可らざる事柄で此の一  
條が缺けて居ては團員たる資格はないのであるから團員は常に心  
掛けて團則と宣誓との實行に努めねばならぬ。

### 七、少年を團に紹介し且之を見習團員 となる迄に訓練し得ること

既に二級團員となつたものは自分が團の訓練によつていろいろ有  
益なことを知つたのだから進んでまだその恩恵にあづからぬ他の  
少年を團員として紹介し之を自分の經驗と修め得た技術とによつ  
て訓練し一個の團員となり得るまでに教導をし得ねばならぬ。

### 八、簡単な日常の挨拶を英語で述 べ得ること

團員は簡単なことが英語で話せねばならぬ外國人に遇つても一言  
も應對が出来ないといふことは時として團員としての務を果す上  
に大きな障害となることがある。

以上述べた事柄を完全に修め實行したもののはいよ／＼一級團員と  
してます／＼團員たる務をつくすことになるのだが、一級團員と  
なるまでにはたゞ二級團員の課程に熟するばかりでなく候補、見  
習で修めた事柄にも充分熟達して置かねばならぬさもないときは  
一級團員として他の團員の模範となり世の爲め己のために立派に  
義務を盡すことが出來ない、即ち凡ての課程訓練は團則宣誓を行  
する用意、準備であるといふこと、之に適する様に身と心とに  
用意あるやうにして置かねばならぬといふ事を忘れてはならぬ。

不許  
複製

大正五年五月廿四日印刷

郵稅金貳錢  
定價金拾錢

大阪市南區天王寺堂ヶ芝町五六七七番地  
編者兼發行者

兵庫縣武庫郡住吉村觀音林

編者兼發行者  
兵庫縣尼崎市別所村七〇七番地

ジ、グ、リーソン

編者兼發行者  
大阪市北區堂島中二丁目十五番地

竹中宜

印刷者  
大阪市北區堂島中二丁目十五番地

高橋德三郎

印刷所  
大阪市西區土佐堀二丁目拾貳番地

高橋印刷所

發行所  
大阪基督教青年會

279.  
10

終

